

「しんしろエコショップ」認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを自主的に実施する販売店に対し、市が市民とともに審査・認定し、また、こうした事業所の取り組みを市民が評価・利用することにより、行政・事業所・市民が協働で市全体のごみの減量並びに限りある資源の保護等に努めることに対する意識の高揚を図ることを趣旨とする。

(認定の基準及び種類)

第2条 「しんしろエコショップ」の認定となる取り組みの基準は、次のとおりとする。

(1)リデュースの取り組み。市民にごみを持ち帰らせない(出させない)工夫や販売方法等に取り組みを行っていること。

(2)リユースの取り組み。主にその業種に関連した容器包装類、販売のために必要な物品について、再使用するための取り組みを行っていること。

(3)リサイクルの取り組み。主にその業種に関連した容器包装類、販売のために必要な物品について、資源として再利用するための取り組みを行っていること。

2 「しんしろエコショップ」の認定の種類は、次のとおりとする。

(1)しんしろエコショップ - R R R -

3Rすべての取り組みを行っていること。

(2)しんしろエコショップ - R R -

3Rのうち、どれか2つの取り組みを行っていること。

(3)しんしろエコショップ - R -

3Rのうち、どれか1つの取り組みを行っていること。

(認定の申請)

第3条 「しんしろエコショップ」の認定を受けようとする販売店(以下「販売店」という。)は、「しんしろエコショップ」認定申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)を市長に提出する。ただし、取り組み内容について添付する書類がある場合、その様式は問わないものとする。

2 販売店は、申請書を提出後、市長から必要な書類の提出を求められた場合は、速やかに該当書類を提出するものとする。

(認定の推薦)

第4条 市長は、「しんしろエコショップ」の認定を受けるのにふさわしい販売店という情報を市民等から得た場合は、その販売店に対し市民等から情報のあった旨を伝え、認定申請を勧める。

(認定審査員)

第5条 市長は、環境問題に関心がある市内在住者で、市担当課職員(以下「職員」という。)と一緒に現地審査を行う時間のとれる人を、ボランティアによる「しんしろエコショップ」認定審査員(以下「審査員」という。)として公募し、適否の判断のうえ任命する。

2 審査員には、その証しとして「しんしろエコショップ」認定審査員証(第2号様式)を交付する。

(審査の準備)

第 6 条 職員は、認定審査の事前準備として次のことを行う。

(1) 販売店から提出された申請書及び添付書類等を確認し、「しんしろエコショップ」認定審査チェック表(第 3 号様式)(以下「チェック表」という。)の作成。

(2) 審査の日程等調整及び審査チームの編成。

(認定審査)

第 7 条 認定審査は、職員と審査員による審査チームを構成して行うものとする。

2 審査チームは、チェック表に基づき販売店へのヒアリング及び現場の確認等により取り組みの内容を把握し、チェック表に記録する。

(認定会議)

第 8 条 審査チームは、前条に基づく内容を検討し、チェック表により評価するために認定会議を行うものとする。

2 認定会議は、審査員の見解の整合を図り、第 2 条に基づき評価し、「しんしろエコショップ」認定審査報告書(第 4 号様式)(以下「報告書」という。)を作成する。

(評価の種類)

第 9 条 認定審査に対する評価の種類は次のとおりとする。

(1) 認定

(2) 改善後に認定

(エコショップ認定)

第 10 条 認定会議による評価が「認定」の場合は、次の手順により行う。

(1) チェック表及び報告書を添付し、審査結果及び評価について市長に報告するとともに認定の承認を得る。

(2) 「しんしろエコショップ」認定通知書(第 5 号様式)(以下「通知書」という。)及び「しんしろエコショップ」認定シール(第 6 号様式)を販売店に交付する。

(改善後に認定)

第 11 条 認定会議による評価が「改善後に認定」の場合は、次の手順により行う。

(1) チェック表及び報告書を添付し、審査結果及び評価について市長に報告するとともに、取り組み内容の改善提案等について報告書送付の承認を得る。

(2) 販売店に報告書及び「しんしろエコショップ」認定改善報告書(第 7 号様式)(以下「改善報告書」という。)を送付する。

(3) 取り組み内容を改善した販売店は、改善報告書を提出する。

(4) 第 5 条、第 6 条、第 7 条の順に行い、認定会議による評価が「認定」の場合は前条のとおり行う。「認定」の評価が得られない場合は、手順(1)から再度行う。

(認定販売店の登録)

第 12 条 市長は、「しんしろエコショップ」認定販売店(以下「認定販売店」という。)について、次のとおり登録する。

(1) 販売店の名称

(2) 代表者氏名

(3) 販売店の所在地

(4) 認定の種類

(5) 取り組みの概要

(6) 申請年月日

(7) 審査年月日

(8) 認定年月日

(9) 認定シール貼付場所及び枚数

2 登録した取り組みは、市のホームページ及び広報等により公表する。

(販売店の継続的改善)

第 1 3 条 認定販売店は、認定後もさらにごみ減量並びに限りある資源の保護等に努めることに対する意識の高揚を図り、次の段階への認定を目指す努力をする。

2 次の段階への認定申請は、新規申請のとおり行い、新しく認定を受けた場合は、旧認定を抹消する。

(認定販売店の登録抹消)

第 1 4 条 認定販売店は、認定の対象となる取り組みをやむを得ず廃止した場合は、「しんしろエコショップ」認定登録抹消願(第 8 号様式)を提出する。

(その他)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 7 月 1 日から施行する。